

平成17年4月7日

NPO法人リーガルセキュリティ倶楽部  
理事長 生 千 歳 殿

法務省刑事局

「性犯罪者の情報公開に関する公開質問」について（回答）

平成17年3月16日付けの標記ご質問の件について、下記のとおり回答します。  
記

質問3について

御指摘のようなご意見があることは承知しておりますが、ご意見にあるような制度を設けることにつきましては、その根拠や人権に及ぼす影響など、種々の問題があることから、慎重に検討すべきものと思えます。

質問4について

御指摘のようなご意見があることは承知しておりますところ、性犯罪者の情報を一般に公開することにつきましては、これらの者の社会復帰や、家族を含む生活に及ぼす影響など、種々の問題があることから、慎重に検討すべきものと思えます。

質問5について

御指摘のようなご意見があることは承知しております。

被害者のための施策につきましては、法務省としましても、これまでも、いわゆる犯罪被害者保護2法による法整備を行うなど種々の施策を講じてきたところですが、今後、昨年制定された犯罪被害者等基本法に従い、更なる施策を推進してまいりたいと考えています。

他方、犯罪対策としても、例えば、危険運転致死傷罪の創設（平成13年）、殺人や強姦など凶悪・重大犯罪の法定刑の引上げ（平成16年）など、近時の犯罪情勢等を踏まえた改正を行ってきたものであり、今後も必要な改正を行っていきたいと考えていますが、いうまでもなく、単に罰則を整備するだけで十分であると考えているわけではありません。政府は、一昨年12月、犯罪対策閣僚会議において、総合的な犯罪対策として、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、現在これを推進しているところであり、法務省としましても、今後とも、この行動計画を踏まえ、各種法令等の整備、関係する組織の要員の充実、刑務所の過剰収容の解消と矯正処遇の強化、不法滞在外国人を半減するための出入国管理体制の充実強化などを中心として、総合的な犯罪対策に取り組み、我が国の治安の回復を図っていきたいと考えています。